

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要 (都道府県議会議員の選挙区設定の見直し)

- 公職選挙法の一部を改正する法律（都道府県議会議員の選挙区設定の見直し）の施行に伴い、公職選挙法施行令について、所要の改正を行う。

- 改正の概要

- ・ 選挙区の設定・廃止・区域の変更及び各選挙区の定数の変更を行うことができる時期に係る規定の整備

条例で、都道府県議会議員の選挙区の設定・廃止・区域の変更や各選挙区の定数の変更ができるのは、原則として一般選挙を行う場合に限ることとする。

ただし、新たに市町村の区域の設定・廃止等があった場合（市町村合併、市制施行等）については、その時点で選挙区の設定・廃止・区域の変更や各選挙区の定数の変更を行うことができることとする。

- ・ その他の改正

都道府県議会議員の選挙区の単位が「郡市の区域」から「市町村の区域」に改められたこと等により、文言の整理等所要の規定の整備を行う。

- 施行期日等

- ・ 施行期日：平成27年3月1日
- ・ 適用区分：施行日以後告示される都道府県議会議員の一般選挙から適用